

【別紙様式】

<p>長沼町は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。</p>			
事業名	ながぬま温泉支援事業		
総事業費 (千円)	11,000千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	11,000千円
事業概要	<p>①目的 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、施設の管理運営に影響を及ぼしている指定管理施設について、持続的な経営ができるよう支援金を交付する。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 R3.10月からR4.3月までにおいて、指定管理者公募時に提示した3年平均売上より収入が下回り、令和3年度収支決算において赤字が発生した場合、その減収額の2/3（11,000千円上限）を今後の管理運営に要する費用として支援 ・ながぬま温泉減収額 26,000千円×2/3≒17,000千円（11,000千円上限）</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 ながぬま温泉指定管理者（㈱キャメルマオイ） 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 当該施設は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、施設の管理運営に大きな支障をきたしていることから、当該施設の指定管理者を交付対象者として選定する。</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、指定管理施設の運営継続が効果的に図られることにより、町民サービスの継続や感染拡大防止が確保される。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>利用料金制を導入している指定管理施設は、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少し、利用収入等が減少する中で、施設の管理運営の継続が困難な状況となっている。</p> <p>町民等が利用する指定管理施設の指定管理者に対して管理運営に要する費用の一部を支援する本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものでもあり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		